

別表六（十二）の記載の仕方

この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第7項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は令和3年改正前の措置法第42条の4第7項（試験

研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。